

議決結果一覧

市長提出議案

市長提出議案	会派名									議決結果
	新	公	共	民	ネ	羽	21	風	世	
羽村市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
羽村市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
羽村市立公園条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
平成22年度羽村市一般会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
平成22年度羽村市下水道事業会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
市道第201号線道路改修工事（その6）請負契約について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案同意
羽村市農産物直売所の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
羽村市弓道場の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
羽村市長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議員提出議案

議員提出議案	会派名									議決結果
	新	公	共	民	ネ	羽	21	風	世	
子ども手当財源の地方負担に反対する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
朝鮮民主主義人民共和国による大韓民国・大延坪島への砲撃に対して厳正な対応を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
子どもの育つ権利を最優先した保育制度改革を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

陳情の審査

陳情	審査した委員会	会派名									本会議の結果
		新	公	共	民	ネ	羽	21	風	世	
永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出を求める陳情	総務	□	□	□	□	□	□	□	□	□	継続審査（報告）
憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないことに関する陳情	総務	□	□	□	□	□	□	□	□	□	継続審査（報告）
保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書	厚生	△	△	△	△	△	△	△	△	△	趣旨採択

◆朝鮮民主主義人民共和国による大韓民国・大延坪(テヨンピョン)島への砲撃に対して厳正な対応を求める意見書

朝鮮民主主義人民共和国は、本年11月23日、大韓民国・大延坪島に対して砲撃を行い、韓国軍との間で一時交戦状態になった。この攻撃により、韓国軍兵士だけでなく、民間人も巻き込み多くの死者が出て、住民1600人が緊急避難する事態となった。これは、国連憲章にも反する違法行為であり、こうした武力攻撃は断じて許されるものではない。

朝鮮民主主義人民共和国はこうした武力攻撃による被害の責任を取り、今後さらにこうした行為を繰り返さないよう、政府が主体的な役割を果たす必要があると考える。

羽村市では平成7年に平和都市宣言を行い、平和に関する継続的な啓発事業等を行っている。よって、羽村市議会は、政府に、朝鮮民主主義人民共和国に対して厳正で毅然とした対応をするよう求めるものである。

- 1 朝鮮民主主義人民共和国の軍事挑発行為に対して毅然とした外交姿勢で臨むこと。
- 2 今後、さらなる軍事的緊張や軍事紛争に発展しないよう、政府が主体的な役割を果たし関係各国や国際連合に働きかけること。
- 3 朝鮮民主主義人民共和国の核兵器開発を含め、あらゆる軍事的な挑発行為に抗議するとともに、拉致問題を早期に解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成22年12月22日
東京都羽村市議会議長 船木 良教

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官・拉致問題担当
防衛大臣、外務大臣

意見書

◆子どもの育つ権利を最優先した保育制度改革を求める意見書

平成18年、60年ぶりに教育基本法が改正され、生涯学習という新しい概念とともに、幼児教育が初めて明文化された。就学前の教育が重要との認識が示された事実は今後の幼稚園や保育園の在り方を問うものとなった。

一方政府は、幼稚園と保育園を一体化した「こども園」を検討している。今後、保育の地域格差や家庭の経済格差によって保育の質においても格差の起きないような制度とし、子どもの育つ権利を最優先すべき制度としていくことが重要と考える。

よって、国においては下記の事項について実施されるよう、要請するものである。

- 1 子育てに関わる保護者負担の軽減を図るとともに、子育てと仕事の両立が図られるよう社会環境の整備を進めること。

2 子どもの育つ権利を最優先し、保育の質を落とすことなく保育園の運営や環境整備に必要な支援を行うこと。

3 幼保一体化等の保育制度改革が進められているが、拙速な判断によらず慎重な審議をするとともに、基礎自治体及び幼稚園・保育園関係者からの意見を聞くこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。
平成22年12月22日
東京都羽村市議会議長 船木 良教

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣
文部科学大臣、厚生労働大臣

◆会派名◆

新：新政会市民クラブ 公：公明党 共：日本共産党
民：民主党 ネ：市民ネットワーク「いきいき広場」
羽：羽村クラブ 21：羽村21 風：新しい風
世：世論
★各会派の所属議員については、13ページの会派名簿をご覧ください。
★各会派の賛否
(議案) ○=賛成、×=反対
(陳情) ○=採択、×=不採択
△=趣旨採択、□=継続審査
★議長は本会議の表決には加わりません。

活動報告レポート

私たち市議会議員は、特徴ある施策を実施して優れた成果をあげている自治体や団体に学び、また、羽村市が抱えるさまざまな課題などについて理解を深め、羽村市の行政運営に反映させるため、行政視察や研修会、協議会などを実施し、日々、調査研究を行っています。
今回は、平成22年に実施した主な視察や研究会等の活動について、常任委員会ごとに報告します。

総務委員会

■委員

濱中俊男(委員長)、馳平耕三(副委員長)
船木良教、露木諒一、門間淑子、中原雅之

■研究テーマ

教育問題、入札制度改革・公契約制度

■主な報告内容

①学習指導要領の改訂について

羽村市における新学習指導要領の推進状況等について、教育委員会から、課題や問題点等について説明を受け、質疑を行いました。

②羽村市の契約事務の概要について

入札制度改革・公契約制度について、担当部署から契約のありかたや、問題点・課題などについて説明を受け、質疑を行いました。

経済委員会

■委員

川崎明夫(委員長)、中根康雄(副委員長)
西川美佐保、橋本弘山、山崎陽一、市川英子

■研究テーマ

都市基盤整備および商工業の振興

■主な報告内容

①飯能市岩沢地区画整理事業の行政視察

事業の進捗状況と今後の展望について、現状視察と説明を受け、質疑を行いました。

②長野県岡谷市の行政視察

岡谷市における企業誘致および企業支援策について、事業の進捗状況と今後の展望について説明を受け、質疑を行いました。

厚生委員会

■委員

石居尚郎(委員長)、大塚あかね(副委員長)
鈴木拓也、小宮國暉、瀧島愛夫、水野義裕

■研究テーマ

広域医療連携

■主な報告内容

①都立小児総合医療センターおよび都立多摩総合医療センターの行政視察

多摩総合医療センター・小児総合医療センターとなった経緯や、各医療センターの機能、西多摩地域との連携等について説明を受け、見学、質疑を行いました。

総務委員会

学習指導要領の改訂について

実施日 10月22日

羽村市においては、小中一貫教育が完全実施に向けて動いている中、学習指導要領の改訂に伴い、特に、児童生徒への影響を知る必要があると考え、担当部署より説明を受け、質疑を行った。

1 総則について

特に今回の改訂では、わが国の伝統と文化の尊重を強化するとともに、基礎的・基本的な知識および技能を確実に習得させ、言語活動等を通して思考力・判断力・表現力等を高めようとしている。

2 小学校について

算数(1～6年)、理科(3～6年)、体育(1・2年)の授業時数が増加し、総授業時数が全学年で週1コマ(45分)分増加する。算数や理科では、新しい学習内容が加わり、理科教育の充実を図る。また、第5、6学年には、新しく週1コマの外国語活動が導入される。

3 中学校について

各学年とも週1コマ(50分)分が増加。3年間で時数が増す教科は、国語、社会、数学、理科、保健・体育、外国語である。学習内容が増えることもあるが、同時に体験や考えさせる時間を充実させている。

4 新しい教科書について

新しい教科書の特長は、基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるために、繰り返しや補充的な学習をしやすい工夫がされていること、より詳しい解説や発展への記述が増えたこと、巻末の付録資料の充実などが挙げられる。「教科書を教える」のではなく、「教科書で教える」ことによる指導改善を図る。

感想

改訂後の教科書を実際に見ることができ、教育現場でのスムーズな移行を確認することができた。総務委員会として、引き続き教育全般に関心を払っていききたい。



▲改訂後の教科書を確認

羽村市の契約業務の概要について

実施日 12月15日



▲研究会の様子

入札制度改革・公契約制度について、市の契約担当部署から、年々変化する契約のあり方や問題点・課題などについての説明を受け、質疑を行った。

1 契約手続の透明性の向上・見直し

①予定価格および最低制限価格の公表
羽村市建設工事請負契約に係る予定価格等の事前公表の試行に関する要綱(平成12年8月施行)の制定以降2回の改定を経て、平成21年に事前公表の廃止、事後公表へと踏み切った。

②入札結果の公表

平成11年に、羽村市独自の入札結果等の公表に関する要綱を制定。平成13年からは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を適用している。

③電子入札

平成20年から本格的に実施

④指名停止基準の改正

指名停止期間の見直し

⑤総合評価制度の導入

平成21年に試行要綱を制定。これは、価格競争だけでなく、技術力や地域貢献度も評価する制度である。

2 急激な経済情勢への対応

①市内企業の優先指名
指名競争入札参加者指名基準第5条を適用

②燃料の単価契約期間の短縮

燃料の値上がり対策として、平成20年から実施

③前払金の対象範囲の拡大

平成21年から実施

④小規模等随意契約希望業者登録制度の創設

平成22年に要綱を制定した。

3 今後の課題

①一般競争入札・最低制限価格の適用枠の拡大
②予定価格および最低制限価格の一部事前公表

③公契約条例の制定の検討

④低価格入札調査制度の研究